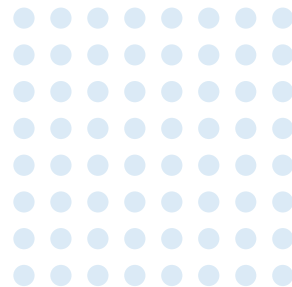




# オープンデータ研修テキスト

初級編

デジタル庁



※本書は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際 (CC BY 4.0) に従って利用が可能です

# 改版履歴

版数	日付	内容
1.0版	2023年1月	初版

# 目次

はじめに .....	P04-05
1. オープンデータに取り組む背景・意義 .....	P06-14
2. オープンデータのライセンス .....	P15-23
3. 地方公共団体の取組状況と継続の課題 .....	P24-29
4. オープンデータ取組・活用事例 .....	P30-42
5. 支援制度 .....	P43-45
まとめ .....	P46-48

はじめに

## 本書の位置づけ

- 本書は、オープンデータの取組はしているものの、データセット数が増えない、更新が無い等の継続に課題を抱える地方公共団体に向けて、オープンデータの背景や概念、取り組む上での課題や好事例等を理解の上、全庁的に取組を継続していくための基本的な知識を網羅した入門テキストです。
- 本書は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際 (CC BY 4.0) に従ってご利用が可能です。
- 本書の内容を二次利用する場合は、下のガイドに従ってクレジット表記をしてください。例を「2.オープンデータのライセンス」章の「クレジット表記方法」頁に掲載していますので、参考にしてください。

<https://creativecommons.jp/faq/#a7>

はじめに

## 本書の位置づけ

本書は、全4編の「オープンデータ研修」テキストの内、以下のとおりの位置づけです。

種類	対象	概要
お手軽導入編	オープンデータに未取組の地方公共団体の職員もしくはオープンデータを初めて担当する職員	オープンデータの制度上の位置づけを理解した上で、オープンデータへの取組をまずやってみる手順を解説したテキスト
初級編	取組はしているものの、データセットが増えない、更新が無い等の継続に課題を抱える地方公共団体の職員	オープンデータの背景や概念、取り組む上での課題や好事例等を理解の上、データセット増加やデータ更新を全庁的に継続していくための基本的な知識を網羅した入門テキスト
中級編	既に取組をしていて、更にオープンデータの利活用を進めたい地方公共団体	日本の目指す未来社会とオープンデータの関連を理解するとともに、更にオープンデータの利活用を促進するために必要なデータに関する基礎知識等を理解するテキスト
ワークショップカタログ集	利活用の方法として具体的なワークショップを実施したい地方公共団体	オープンデータサポート団体等の外部と協働しながらオープンデータの利活用を進めていくにあたり、ワークショップ事例を知るためのカタログ集

# 1. オープンデータに 取り組む背景・意義

## 1. オープンデータに取り組む背景・意義

# オープンデータへの取組は義務付けられている

## 官民データ活用推進基本法

「官民データ活用推進基本法」（平成28年12月14日に公布・施行）第11条において、国及び地方公共団体が保有する官民データについて国民がインターネット等を通じて容易に利用できるよう措置を講じること、即ちオープンデータへの取組が義務付けられました。

### 官民データ活用推進基本法 第11条 抜粋

#### （国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等）

**第十一条** 国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

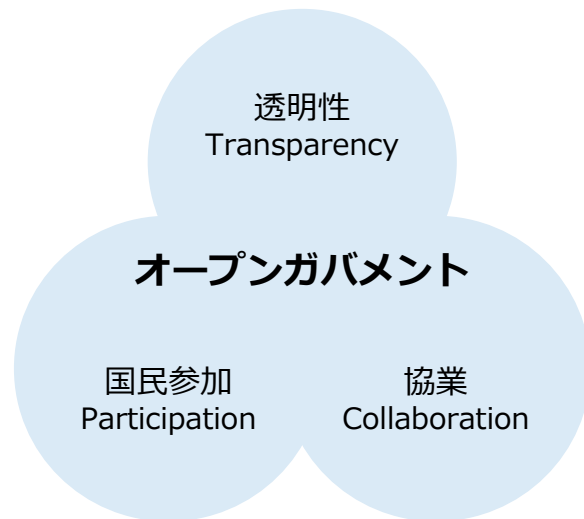
2 事業者は、自らが保有する官民データであって公益の増進に資するものについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 1. オープンデータに取り組む背景・意義

# オープンガバメント

オープンデータの背景には、「**オープンガバメント**」を推進するという世界的な流れがあります。

- 「透明性 (Transparency) 」 ・ 「国民参加 (Participation) 」 ・ 「協業 (Collaboration) 」 の3原則に基づき、**「開かれた政府」**を築く取組です。
- 2009年1月に米国オバマ大統領が発出した「透明性とオープンガバメント (Transparency & Open Government) 」と題する覚書を契機に、このオープンガバメントの取組が世界的に加速しました。
- オープンガバメントでは政府の持つデータを積極的に開示することが基礎となるため、この取組と合わせてオープンデータも推進されてきた背景があります。





## 1. オープンデータに取り組む背景・意義

# オープンバイデフォルト

税金で生み出された行政のデータは公共財であるという認識に立ち、行政の保有するデータのうち、個人情報や安全保障、権利侵害等に係るもの以外は全て公開することを原則とするという考え方は、**オープンバイデフォルト (Open by Default)** と呼ばれます。

前頁のオープンガバメントの流れと相まって、この考え方は世界中に広まっており、日本の「**オープンデータ基本指針**」(平成29年5月30日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。令和3年6月15日改定)にも、以下のとおり原則が謳われています。

### 3. オープンデータに関する基本的ルール

公共データは国民共有の財産であるとの認識に立ち、政策（法令、予算を含む）の企画・立案の根拠となったデータを含め、各府省庁が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することを原則とする。

## 1. オープンデータに取り組む背景・意義

# オープンデータに取り組む意義

国においてはオープンデータに取り組む意義を、「**オープンデータ基本指針**」(平成29年5月30日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。令和3年6月15日改定)にて、以下のとおり整理しています。

**1 国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済の活性化**

**2 行政の高度化・効率化**

**3 透明性・信頼性の向上**

## 1. オープンデータに取り組む背景・意義

# オープンデータに取り組む意義

## 1 国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済の活性化

- 市民・民間団体・NPO・企業・教育機関等の**広範な主体**によってオープンデータの活用がされることで、**創意工夫を活かした多様なサービスの提供や、官民の協働**による公共サービスの提供や改善が促進されます。
- 結果、**地方公共団体や地域が直面する諸課題の解決**につながることを期待されます。
- 例えば全国の**シビックテック**\*活動では、**地域課題の解決**につながる様々なアプリやサービス開発事例が出ています。
- ベンチャー企業等による**新サービスやビジネスの創出**が促され、**経済活性化**にもつながります。

\*シビックテック：シビック（Civic：市民）とテック（Tech：テクノロジー）を掛けあわせた造語。市民がIT等のテクノロジーを活用して、行政サービスの問題や、地域課題を解決する取組を指す。

# オープンデータに取り組む意義

## 2 行政の高度化・効率化

- オープンなデータということはデータを作成することも重要です。オープンデータの取組に合わせて、紙ベースで管理していたデータを電子化・一元管理したり、業務の流れを見直したりすることで、業務の高度化・効率化につなげることができます。
- 合わせて、データ活用により得られた客観的な情報に基づいた政策や施策の企画及び立案を行うこと（**EBPM : Evidence Based Policy Making 証拠に基づく政策立案**）で、効果的かつ効率的な行政の推進につながります。
- これらは「**自治体DX推進計画**」（令和2年12月25日策定）で地方公共団体に求められている、デジタル技術やデータを活用した住民の利便性向上や、業務効率化を図り人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げることも密接に関連します。

## 1. オープンデータに取り組む背景・意義

# オープンデータに取り組む意義

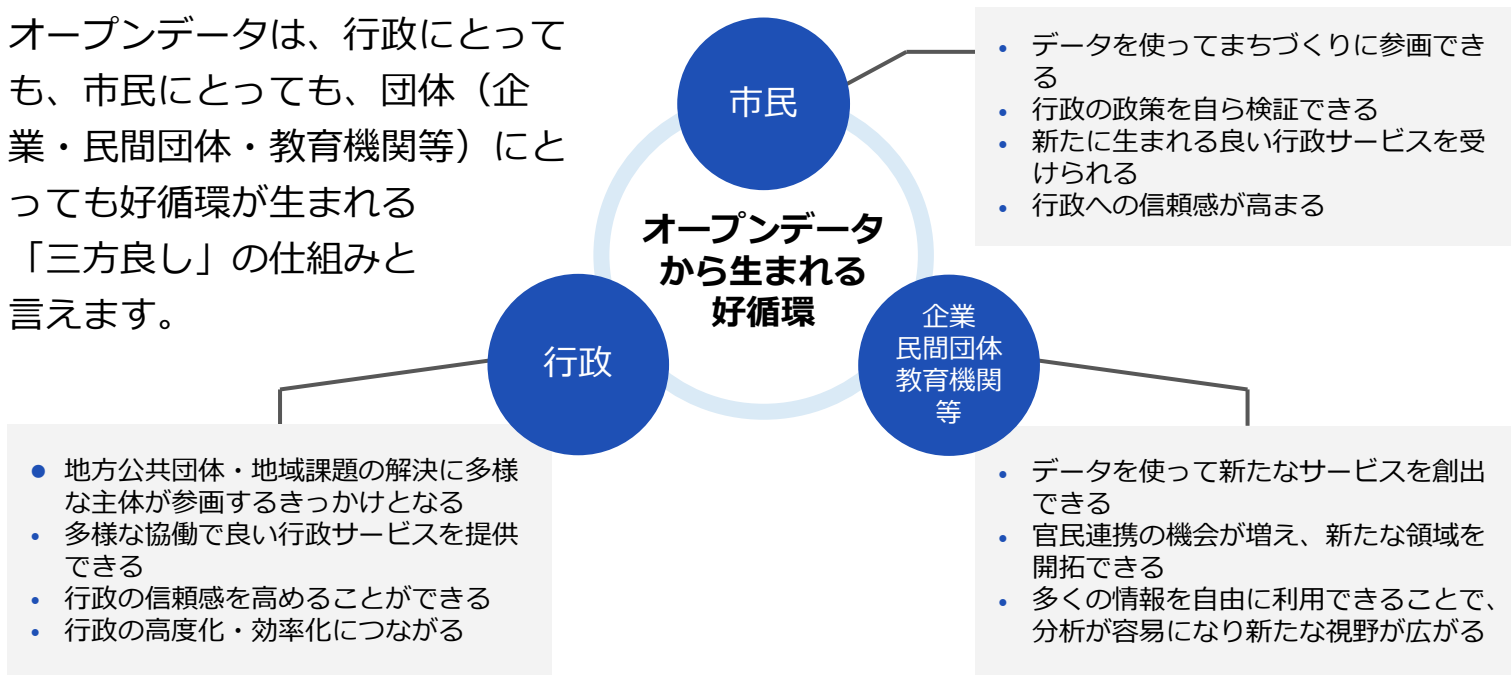
### 3 透明性・信頼性の向上

- 政策立案等に用いられた公共データが公開されることで、市民が誰でも政策等に関して十分な分析、判断を行うことが可能になり、行政の**透明性**が高まるため、行政に対する市民の**信頼**が向上します。

## 1. オープンデータに取り組む背景・意義

# オープンデータは「三方良し」の仕組み

オープンデータは、行政にとっても、市民にとっても、団体（企業・民間団体・教育機関等）にとっても好循環が生まれる「三方良し」の仕組みと言えます。



## 2. オープンデータの ライセンス

## 2. オープンデータのライセンス

# オープンデータの定義

「オープンデータ基本指針」において、オープンデータは以下のとおり定義されています。

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義する。

- 営利目的、非営利目的を問わず**二次利用可能なルールが適用**されたもの
- **機械判読**に適したもの
- **無償**で利用できるもの



## 2. オープンデータのライセンス

# 二次利用可能なルールとライセンス

基本的に日本では、作成した著作物は著作権で保護されます※1。このため、著作物を他の人が二次利用するためには、著作者が「こういう条件で利用して良い」というルールの意思表示が必要です。

独自にこのルールを作成することも可能ですが、オープンデータに適用できるメジャーな利用許諾(ライセンス)に、例えば以下があります。

- **政府標準利用規約 (2.0版)**
- **クリエイティブ・コモンズ・ライセンス**※2

これらを使用することで、公開データに二次利用可能なルールを適用することができます。

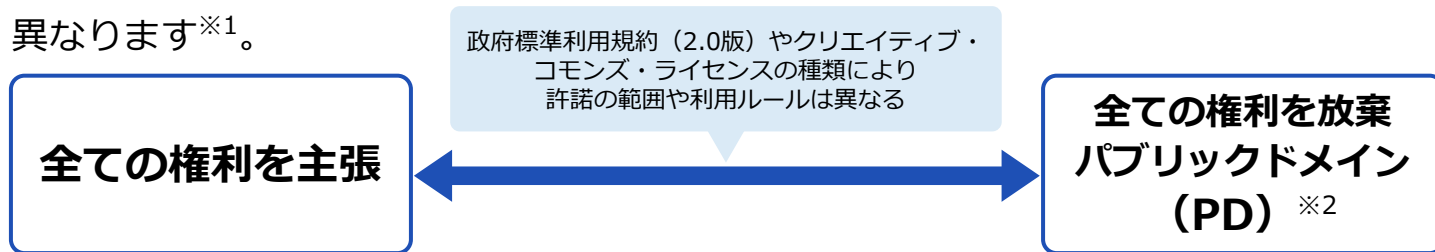
※1 単なる事実や数値データは、それ自体としては著作物には該当せず、著作権の保護対象にはなりません。ただし、これらデータが著作物に該当するかどうかを利用者が一つ一つ判断することは現実的に困難です。二次利用を促進する観点から、こういったデータであっても、明確に二次利用可能な利用許諾(ライセンス)を明記することで、利用者は安心してそのデータを利活用することができます。

※2 クリエイティブ・コモンズ・ライセンスは権利の主張内容によって種類が複数存在します(詳細後述)。これらの内、オープンデータに適用できるものは後述の3種類(CC0、CC BY、CC BY-SA)です。

## 2. オープンデータのライセンス

# オープンデータに適したライセンスの考え方

- 政府標準利用規約（2.0版）やクリエイティブ・コモンズ・ライセンスは、著作権を保持したままデータを流通させることができます。
- これらは著作権者に確認することなしに、誰にでも予め自由な二次利用が許諾されているライセンスです。なお、その許諾の範囲や利用ルールはライセンスの種類により異なります※1。



- 利用者は、定められたルール（例：原作者のクレジットを表記する等）を守れば、自由に二次利用ができ、著作物の主張された権利も保護されるため、これらはオープンデータに適したライセンスと言えます。

※1 なお、後述の「CC0」は、全ての権利を各国の法令に反しない範囲で放棄するための枠組みです。

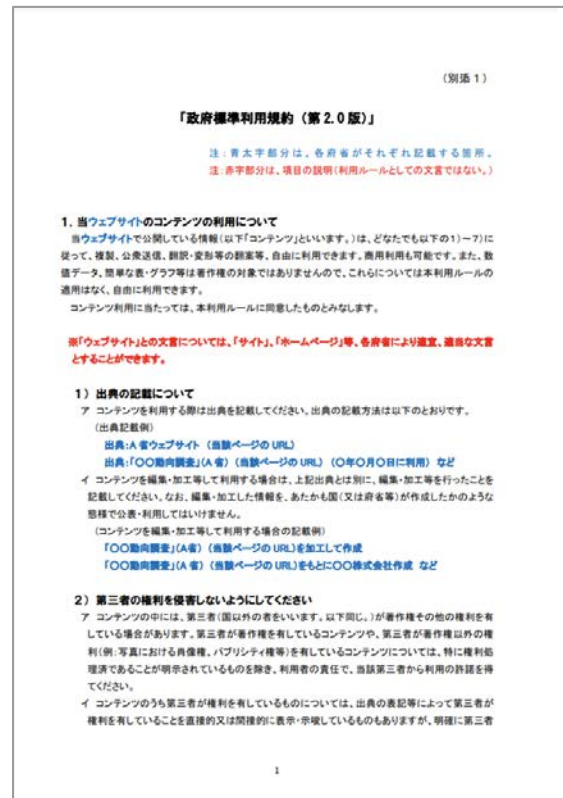
※2 パブリックドメイン：知的創作物についての著作権をはじめとする知的財産権（知的所有権）が発生していない状態、または、著作権保護期間の満了や権利放棄宣言等により、公有財産として誰でも自由に利用ができる状態です。

## 2. オープンデータのライセンス

# 政府標準利用規約（第2.0版）

## 日本政府で作成されたライセンス

- 2014年に作成された日本政府の府省のホームページのコンテンツのライセンスの雛形です。
- 各々の地方公共団体に合わせてこの規約を更新することで、オープンデータのためのライセンスを作成できます。
- 後述の「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際 (CC BY 4.0)」と互換性を持ちます。



## 2. オープンデータのライセンス

# クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

## 国際的にメジャーなライセンス

2002年、米国の非営利団体クリエイティブ・コモンズによって、バージョン1.0が作成されました（2022年8月現在の最新はバージョン4.0）。クリエイティブ・コモンズ・ライセンスは複数種類あるため、オープンデータに適した下の3つのいずれかを選択します。



### CC0

著作権を放棄し、作品を完全にパブリック・ドメインに置く。他のCCライセンスが限定された権利を主張するのに対し、CC0はいかなる権利も保有しないことを可能にする。



### クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際 (CC BY 4.0)

原作者のクレジット（氏名、作品タイトル等）を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される。










### クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 - 継承 4.0 国際 (CC BY-SA 4.0)

原作者のクレジット（氏名、作品タイトル等）を表示し、改変した場合には元の作品と同じCCライセンス（このライセンス）で公開することを主な条件に、営利目的での二次利用も許可。

## 2. オープンデータのライセンス

# クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの種類

ライセンスの種類は以下のとおりです。このうちオープンデータに適したものは前頁の説明のとおり3種類です。

いかなる権利も保持しない	 PUBLIC DOMAIN CC0	
作品の商用利用を許可するか 改変を許可するか	許可する	許可しない
許可する	 <b>表示</b> (CC BY)	 <b>表示-非営利</b> (CC BY-NC)
許可するが ライセンスの条件は継承 (SA)	 <b>表示-継承</b> (CC BY-SA)	 <b>非営利-継承</b> (CC BY-NC-SA)
許可しない (ND)	 <b>表示-改変禁止</b> (CC BY-ND)	 <b>表示-非営利-改変禁止</b> (CC BY-NC-ND)

オープンデータでは  
この3種類を使用する

## 2. オープンデータのライセンス

# クレジット表記の方法

オープンデータを二次利用する際は、前述のとおり、そのライセンスに応じたルールがあります。二次利用物に対して「クレジット表記をする」ことは、一般的なルールの一つであり、本書が適用している「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際」でもルールとなっています。以下に、クレジット表記の方法を解説します。

### 内容をそのまま利用する場合（以下を二次利用物に付記する）

タイトル © 著作権権利者名 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（表示 4.0 国際）

### 内容を改変して利用する場合（以下を二次利用物に付記する）

タイトル © 著作権権利者名 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（表示 4.0 国際） を改変して作成

いずれの場合でも、Webで使用する場合は下線部に該当コモンズ証へのハイパーリンク

<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>

紙媒体で使用する場合は、末尾にURL【<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>】を記載すること等で、その情報を利用する方が容易にコモンズ証を確認できるようにする必要があります。

## 2. オープンデータのライセンス

# クレジット表記の方法（例）

本研修テキストを二次利用する際のクレジット表記例は、以下のとおりとなります。  
クリエイティブ・コモンズ・ジャパンのFAQ (<https://creativecommons.jp/faq/#a7>)  
も適宜ご参照ください。

### 内容をそのまま、紙媒体で利用する場合（以下を二次利用物に付記する）

オープンデータ研修テキスト 初級編 © デジタル庁 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（表示 4.0 国際）  
【<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>】

### 内容を改変し、Webで利用する場合（以下を二次利用物に付記する）

オープンデータ研修テキスト 初級編 © デジタル庁 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（表示4.0 国際） を  
改変して作成

※下線部に <https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/> へのハイパーリンクを貼る。

# 3.地方公共団体の 取組状況と継続の課題



### 3. 地方公共団体の取組状況と継続の課題

# 「オープンデータ取組済自治体」の一覧

政府でオープンデータ推進施策を取りまとめているデジタル庁では、「オープンデータ取組済自治体一覧」を定期的に公開しています。

[https://www.digital.go.jp/resources/data\\_local\\_governments/](https://www.digital.go.jp/resources/data_local_governments/)

「オープンデータ取組済自治体」として一覧に載るためには、オープンデータを一つ以上公開の上、デジタル庁の「オープンデータ取組済自治体連絡フォーム」から申請をする必要があります。

[https://form-www.digital.go.jp/resources/open\\_data/local\\_government\\_contact](https://form-www.digital.go.jp/resources/open_data/local_government_contact)

デジタル庁

ホーム > 資料 > オープンデータ取組済自治体資料

最新・更新情報  
プレスルーム

## オープンデータ取組済自治体資料

オープンデータ取組済自治体の一覧等の資料を掲載しています。

最新情報  
沿革  
会議等  
法令  
採用  
資料  
申請・届出  
関連情報

### 地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン におけるデータの公開の手法

データを公開する手法としては、地方公共団体が運営するWebサイトで公開する方法（公式サイトの一部にオープンデータのサイトを開設、あるいは公式サイトから独立した別のサイトを開設）のほか、府県が運営するWebサイトや民間団体が運営するWebサイトにデータを掲載する方法や、分野横断的な検索機能等を有するデータカタログサイトを構築すること等が考えられます。

公式サイトとは別のサイトで公開する場合においては、その外部サイトを利用している旨と利用者が当該データに容易にアクセスできるよう、データ公開先のURL等を公式サイトに提示することが必要です。

Global Site  
注目のトピック  
新型コロナウイルス感染症関連情報  
アプリ  
Visit Japan Webサービス

#### 資料

- オープンデータ取組済自治体一覧（令和4年6月13日時点）  
オープンデータに取組済の都道府県・市区町村の一覧資料です。  
全体（[URL/147KB](#)） 都道府県（[CSV/4KB](#)） 市区町村（[CSV/143KB](#)）

なお、平成31年3月11日時点更新以降に追加・更新した自治体については、追加・更新日を記載しています。

- 地方公共団体におけるオープンデータの取組状況（[PPTX/224KB](#)）：令和4年6月28日時点  
オープンデータに取り組む地方公共団体数の推移や、都道府県別・人口規模別の取組状況についてまとめた資料です。
- 地方公共団体データベースサイト一覧（オープンデータカタログサイト）：（更新準備中、7月中旬に更新予定）  
オープンデータ取組済の都道府県・市区町村がデータを公開しているデータベースサイトの一覧です。

↑

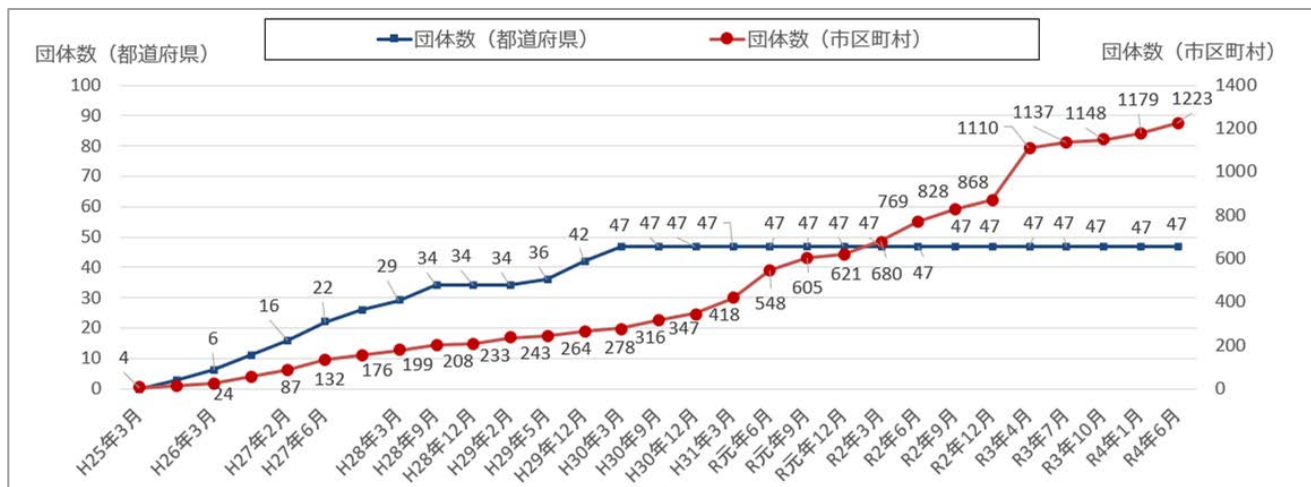
### 3. 地方公共団体の取組状況と継続の課題

## オープンデータに取り組む地方公共団体数の推移

地方公共団体のオープンデータ取組済<sup>※</sup>数の推移は以下のとおりです。

令和4年6月28日時点の取組率は、**約71%（1,270/1,788地方公共団体）**です。

※自らのホームページにおいて「オープンデータとしての利用規約を適用し、データを公開」又は「オープンデータであることを表示し、データの公開先を提示」を行っている都道府県及び市区町村。



### 3. 地方公共団体の取組状況と継続の課題

## 都道府県別の市区町村オープンデータ取組率

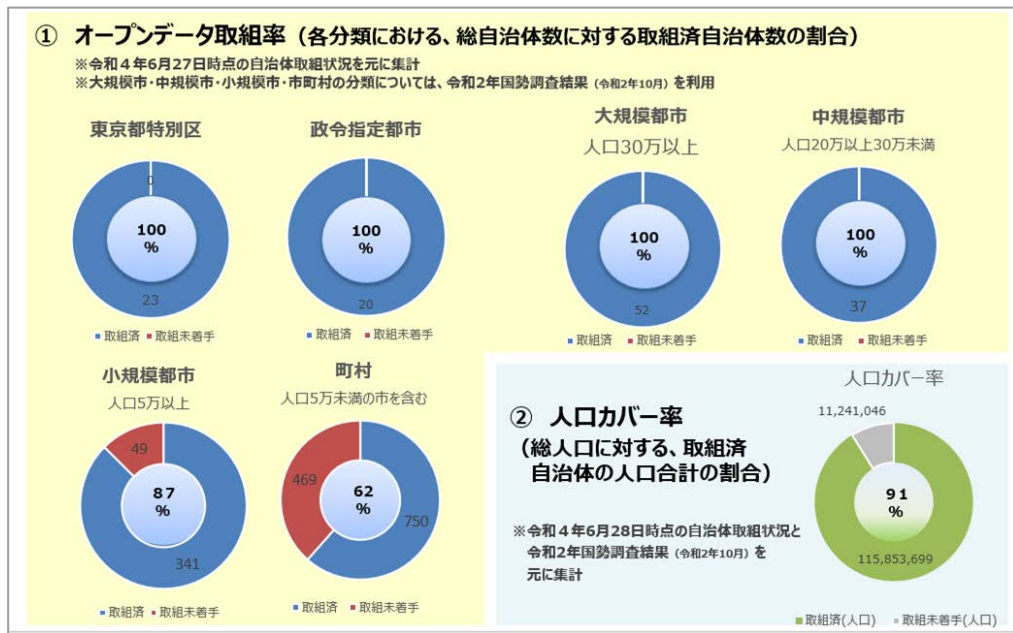
※令和4年6月28日時点

順位	都道府県	取組済数/市区町村数 (増加数)	市区町村 取組率(%)
1	岐阜県	42/42	100.0
1	京都府	26/26	100.0
1	島根県	19/19	100.0
1	福井県	17/17	100.0
1	長野県	77/77	100.0
1	石川県	19/19	100.0
1	静岡県	35/35	100.0
1	富山県	15/15	100.0
1	神奈川県	33/33	100.0
1	青森県	40/40	100.0
11	福島県	58/59 (↑ +2)	98.3
12	奈良県	37/39	94.9
13	徳島県	22/24	91.7
14	長崎県	19/21	90.5
15	愛媛県	18/20 (↑ +1)	90.0
16	山口県	17/19	89.5
17	大分県	16/18 (↑ +3)	88.9
17	埼玉県	56/63	88.9
19	千葉県	47/54 (↑ +8)	87.0
20	福岡県	50/60	83.3
21	香川県	14/17 (↑ +2)	82.4
22	岡山県	22/27	81.5
22	愛知県	44/54	81.5
24	栃木県	20/25	80.0
25	三重県	23/29	79.3
26	東京都	49/62	79.0
27	茨城県	33/44 (↑ +2)	75.0
28	滋賀県	14/19 (↑ +5)	73.7
29	兵庫県	30/41 (↑ +3)	73.2
30	大阪府	30/43	69.8
31	新潟県	20/30 (↑ +1)	66.7
32	広島県	12/23	52.2
33	山梨県	14/27	51.9
34	群馬県	18/35 (↑ +1)	51.4
35	宮崎県	12/26 (↑ +2)	46.2
36	秋田県	11/25	44.0
37	高知県	14/34 (↑ +1)	41.2
38	北海道	73/179 (↑ +10)	40.8
39	佐賀県	8/20	40.0
40	鹿児島県	17/43 (↑ +1)	39.5
41	山形県	13/35 (↑ +2)	37.1
41	宮城県	13/35	37.1
43	鳥取県	7/19	36.8
44	和歌山県	11/30	36.7
45	岩手県	12/33	36.4
46	熊本県	15/45	33.3
47	沖縄県	11/41	26.8

※ 令和4年1月13日時点からの増加数  
 ※ 網掛けが増加した都道府県 (15都道府県)

### 3. 地方公共団体の取組状況と継続の課題

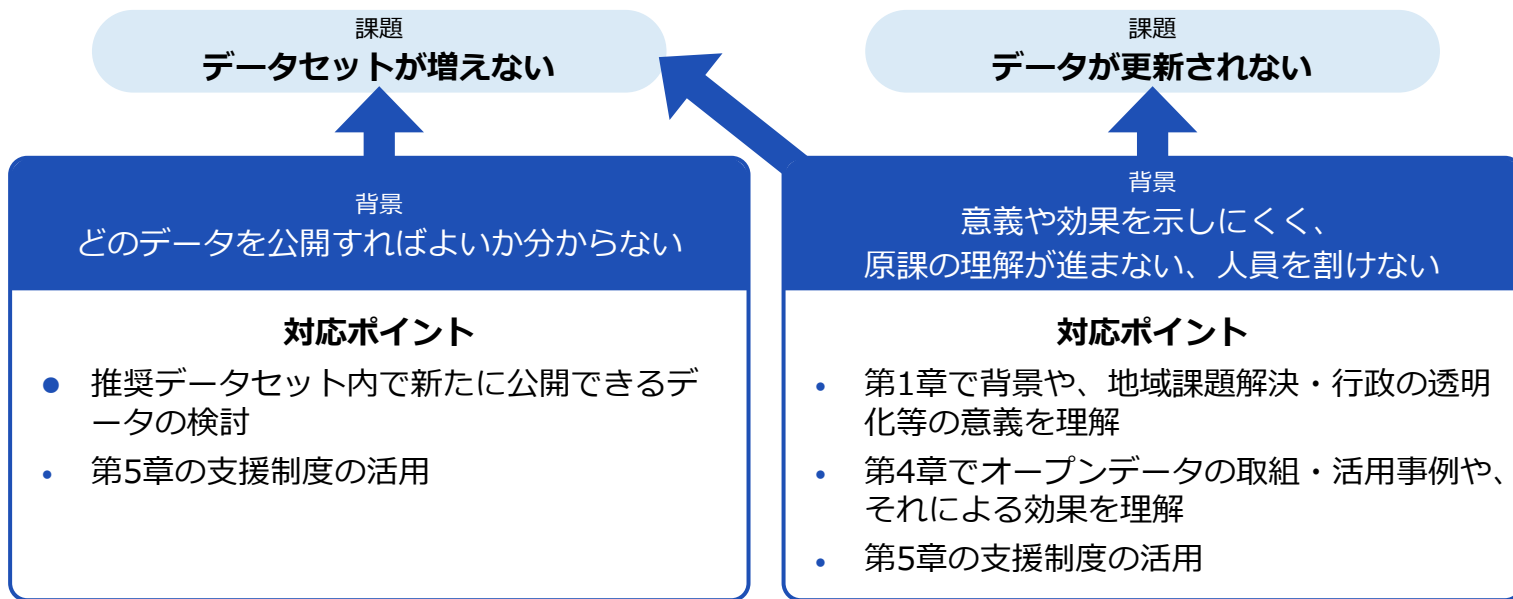
# 市区町村の人口規模別オープンデータ取組率・人口カバー率



### 3. 地方公共団体の取組状況と継続の課題

## 継続の課題と対応

オープンデータの継続に関するよくある課題と、対応ポイントは以下のとおりです。



# 4. オープンデータ 取組・活用事例

#### 4. オープンデータ取組・活用事例

## 先進地方公共団体の取組事例

### 金沢市画像オープンデータ

金沢市の風景・施設等の画像データを提供するサイト。

観光セクションが保有する写真、古地図や古写真等の歴史的資料もオープンデータ化が進んでいます。



提供データ	風景・施設・史料等の画像データ及びメタデータ	地域	金沢市
データ形式	jpg、csv等	主な狙い	地域振興

#### 4. オープンデータ取組・活用事例

## 先進地方公共団体の取組事例

### 佐賀県立図書館データベース

佐賀県立図書館が所蔵する資料等により制作した各種データベースのサイト。  
28000点の古地図、古写真等をパブリックドメインで公開しています。



提供データ	歴史資料の画像、民謡の音声データ、史誌の目次や人名・地名の索引情報等	地域	佐賀県
データ形式	jpg、pdf、mp3等	主な狙い	地域振興



#### 4. オープンデータ取組・活用事例

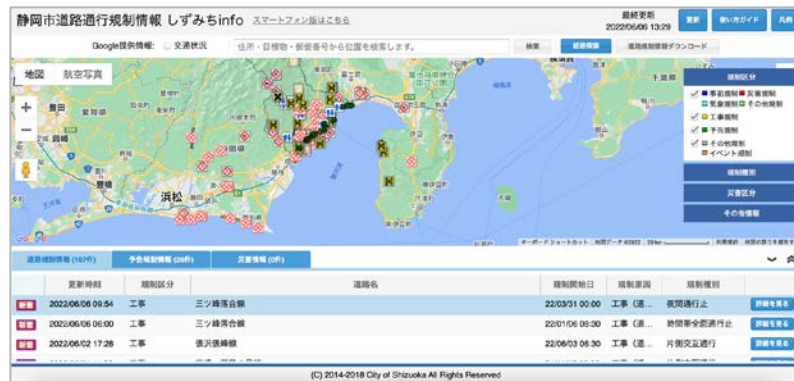
## 先進地方公共団体の取組事例

### 静岡市道路通行規制情報

#### しずみちinfo

通行規制データのリアルタイム・オープン化の事例。

県道・市道の幹線道路を対象に、災害や道路工事による通行止め等の規制情報を、インターネットを通じて手軽に確認できる仕組みになっています。



提供データ

道路通行規制情報等

データ形式

GeoJson、Shape

地域

静岡市

主な狙い

防災・減災

#### 4. オープンデータ取組・活用事例

## 官民協働による取組事例

### ウィキペディアタウン

#### まちを調べ、まちをアーカイブする取組

地域の文化財等の情報を「ウィキペディア※」に掲載し、さらに掲載記事へのアクセスの容易さを実現したまちのことを指していましたが、日本では、ウィキペディアを編集するイベント（エディタソン）を「ウィキペディアタウン」と呼ぶことが定着しつつあります。

ウィキペディアに掲載することで、地域の情報がオープンデータとなり、容易にアクセスできるようになります。

情報を調べるため、図書館等で開催されることも多く、官民協働の取組として挙げられることも多いです。



提供データ	地域の文化財や歴史等の情報	地域	全国
データ形式	XML、SQL、テキスト等	主な狙い	地域活性化

※フリーなオンライン百科事典、それも質・量ともに史上最大の百科事典を、共同作業で創り上げることを目的とするプロジェクト、およびその成果である百科事典本体です。  
出典：「ハウモリウィキペディアタウンレポート」 © ハウモリ [クリエイティブ・コモンズ・ライセンス \(表示 4.0 国際\)](#)

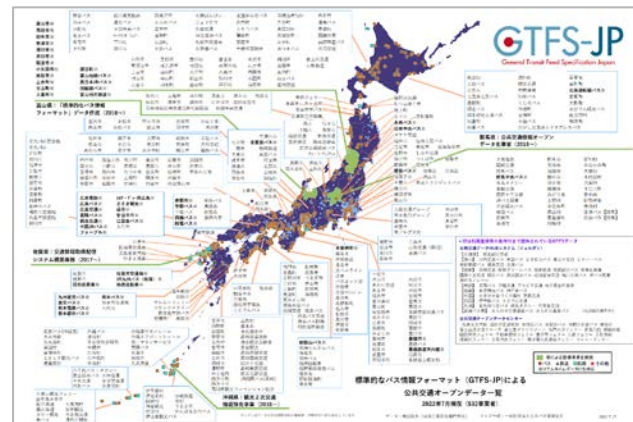
#### 4. オープンデータ取組・活用事例

## 官民協働による取組事例

### GTFS-JP 標準的なバス情報フォーマット

バス交通の利便性向上のため、バス時刻・経路情報等の「標準的なバス情報フォーマット（GTFS-JP）」を策定する取組が、国土交通省により2016年から進められています。

2022年7月時点、532のバス事業者・地方公共団体が、オープンデータとして標準形式であるGTFS-JPで情報を公開しています。



2019年にはバスの位置情報等のリアルタイムデータに関する「動的バス情報フォーマット（GTFSリアルタイム）ガイドライン」も国土交通省で策定されています。

提供データ	バス時刻や経路情報	地域	全国
データ形式	GTFS-JP	主な狙い	バス交通の利便性向上・利用促進

データ：嶋田鉄兵氏（旭川工業高等専門学校）、マップ作成：一般社団法人日本バス情報協会

出典：標準的なバス情報フォーマット（GTFS-JP）による公共交通オープンデータマップのアーカイブページ (<https://home.csis.u-tokyo.ac.jp/~nishizawa/gtfs/map.html>)

#### 4. オープンデータ取組・活用事例

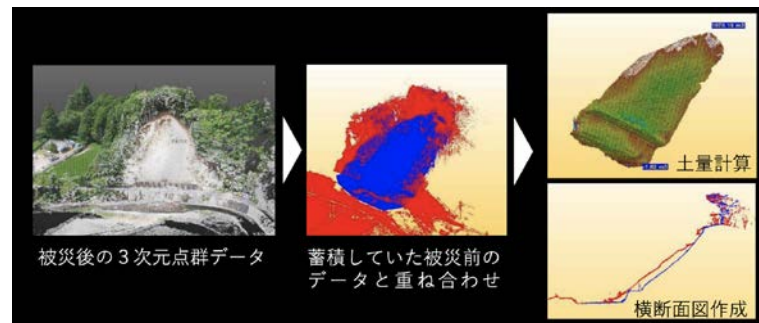
## 市民による活用事例

### 静岡県「VIRTUAL SHIZUOKA構想」 盛り土の特定にデータを活用

2021年熱海市土砂災害時、発災後24時間以内に、研究者や技術者による有志チームがオープンデータを解析して盛り土を特定し、復旧に役立てた事例。

静岡県「VIRTUAL SHIZUOKA構想」の3次元点群オープンデータが活用されました。

データは日頃の備えがあるとインシデント発生時にも活かれます。



使用データ	3次元点群データ	地域	静岡県
データ活用主体	市民（研究者や技術者による有志）	主な狙い	災害復旧の迅速化

#### 4. オープンデータ取組・活用事例

## 市民による活用事例

### 5374 (ゴミナシ) .jp

自分の住む地域の、ごみの分別と収集日がすぐにわかるアプリ

地域のごみ問題の解決にあたり、まずはごみの分別と収集日が誰でもすぐ分かるよう、シビックテックコミュニティである（一社）コード・フォー・カナザワが開発。地方公共団体のごみ収集情報のオープンデータが活用されています。

公式サイトではソースコードが公開されているので、誰でも自分のまちの5374.jpを作成できます。



使用データ	ごみ収集情報
データ活用主体	市民（シビックテックコミュニティ）

地域	金沢市。現在は、北海道から沖縄まで130都市以上に拡大
主な狙い	地域のごみ問題の解決

#### 4. オープンデータ取組・活用事例

## 企業による活用事例

### 「わたしの給付金」サービス もらえる可能性がある給付金等が分かる

給付金受給の機会損失を防ぐため、オンライン家計簿Zaimが「わたしの給付金」サービスとして、もらえる可能性がある給付金や手当・控除を、居住地域や家計の状況等のユーザ情報に合わせて自動抽出する機能を提供。

地方公共団体の給付金情報のオープンデータが活用されています。



使用データ	給付金情報
データ活用主体	企業

地域	全国
主な狙い	給付金情報の伝達・企業の新サービス開発

#### 4. オープンデータ取組・活用事例

## 企業による活用事例

### 「いこーよ」

#### 国内最大級の子どもとお出かけ情報サイト

各地方公共団体における子育て環境の向上と、子どもが健やかに成長することができる地域の活性化を目指し、アクトインディ株式会社が企画・運営している国内最大級の子育て世帯向けのおでかけ情報発信サイト。

地方公共団体の子ども向けの施設やイベント等のオープンデータが活用されています。



使用データ	施設情報・イベント情報
データ活用主体	企業

地域	全国
主な狙い	子育て支援・地域活性化

#### 4. オープンデータ取組・活用事例

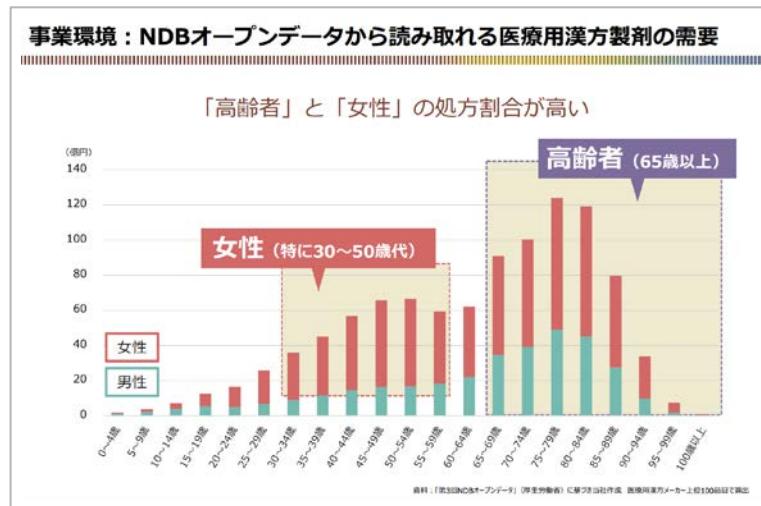
## 企業による活用事例

### 成長戦略策定、分析に活用

株式会社ツムラでは成長戦略作成・分析のために、厚生労働省のオープンデータを活用。国民の医療の動向や健康状態が分析できる、厚生労働省のNDB※オープンデータを活用しています。

※NDB（National Database）は、医療機関から保険者に発行しているレセプト（診療報酬明細書）と特定検診及び保健指導の結果から構成されたデータベースのこと。

使用データ	厚生労働省NDBオープンデータ
データ活用主体	企業



地域	—
主な狙い	企業の戦略分析



#### 4. オープンデータ取組・活用事例

## 企業による活用事例

### 九谷焼で住宅装飾

建築会社が住宅装飾にあたり、能美市立九谷焼資料館の九谷焼画像のオープンデータを活用し、内装のデザインやしつらえに用いた事例。

こういったオープンデータの商用利用の事例も存在します。



使用データ	九谷焼画像データ	地域	石川県
データ活用主体	企業	主な狙い	企業の新サービス開発

#### 4. オープンデータ取組・活用事例

## オープンデータ100も参考に

デジタル庁では、「オープンデータ100」としてオープンデータの取組の参考になるよう、様々な事業者や地方公共団体等によるオープンデータの利活用事例、アクセシビリティ（全国各地の特筆すべき継続的なイベント・プロジェクト等）を公開していますので、本書の事例と合わせて適宜参照してください。

農業は、記憶から記録へ。  
**アグリノート**  
By ウェブナーセル株式会社

ITの方で勤に頼った農業経営に革新をもたらし、世代を超えたノウハウの伝承が可能に。PCやスマホで農業日誌・圃場管理ができるクラウド型農業生産管理ツールです。

農作業の記録・作物の生育記録、農業・肥料の使用記録などを  
入力・集計できる(Web版)

アグリノートにオープンデータが追加されたキッカケ

- 農業事業者は農作業の記録を手書きで管理するため、多大な時間と労力を必要としていた。また、汚損や記録忘れのリスクもあった。
- 圃が保有する農業・肥料データの参照には手間がかかっていた。

↓

オープンデータ追加されてこう変わった！

- 農業事業者はPC、スマートフォン等から記録・集計が可能になった。いつもの作業の隙で圃の農業・肥料のデータベースを参照できるようになった。
- 圃場やハウスなど、いつでもその場でスマホから農業・肥料データの確認が可能になった。

日付を指定し、作業項目を選択して入力できる

位置写真から圃場を確認して入力できる

オープンデータで消防団員名レシキュー！  
**会津若松市消火栓マップ**  
By Code for Aizu

「スマートシティ会津若松」の実現へ

会津若松市消火栓マップは、スマートフォンでの閲覧も可能なGoogle Map上に最新の「消火栓」が「消火栓」を表示するアプリである。

全ての消火栓を表示する・最も近い消火栓へのルートを表示する・住所を指定して消火栓を絞りこむといった、利用者が想定した多彩な検索機能を持つ。

アプリを作成したのは「行動力・食力」というネットワーク型の集団である。地元産業、芸術、行政や学生などそれぞれの強みを集まり、協力を促すことで集まる多岐の強みに向けての「行動力・食力」が実現している。消火栓マップもその強みの中で生まれた。

この活動における情報基盤となっているのは、会津若松市のオープンデータ「消防団員名レシキュー」(DATA for CITIZEN)。このサイトでは会津若松市のオープンデータが公開されている。このサイトは「行動力・食力」が実現している。消火栓マップもその強みの中で生まれた。

「市民のアイデア」で社会に活力を

「DATA for CITIZEN」のサイトでは、市民の「このデータが欲しい」「こんなサービスを作って欲しい」という声を「聞いてあげよう」という地域運営型はコミュニケーションサービスを通して集ましている。地域住民が積極的に活動することによって、社会の効率性を高めることができる「ソリューション・キャピタル」を創出している。

使用データ 会津若松市 消防水栓位置情報

データ形式 CSV

提供形態 Webアプリ

公開状況 公開中

地域 福島県会津若松市等、会津若松市

# 5. 支援制度

## 5. 支援制度

# オープンデータ伝道師

デジタル庁では、オープンデータに造詣が深い有識者を「オープンデータ伝道師」として、地方公共団体が主催するセミナー、研修会等へ派遣しています。

2022年4月1日時点、22名のオープンデータ伝道師が在籍しています。

The screenshot shows a web form titled 'デジタル庁' (Digital Agency) with a breadcrumb trail: 'ホーム > 資料 > オープンデータ > オープンデータ伝道師派遣依頼フォーム'. The main heading is 'オープンデータ伝道師派遣依頼フォーム'. Below this, there is explanatory text: 'デジタル庁では、オープンデータに造詣が深い有識者を「オープンデータ伝道師」として、自治体が主催するセミナー、研修会等へ派遣しています。派遣を希望される自治体は、下記フォームにてお申し込みください。なお、派遣には調整を要するため、原則、1カ月前のお申込みをお願いいたします。' The form itself is titled '1. 基本情報' and contains three input fields: '自治体名 (都道府県名から入力してください) \*必須', '所属 \*必須', and '役職'.

派遣を希望する地方公共団体は、デジタル庁サイトに掲載の指定のフォームよりお申し込みください。

## 5. 支援制度

# 地域情報化アドバイザー

総務省では、情報通信技術（ICT）やデータ活用を通じた地域課題解決に精通した専門家に「**地域情報化アドバイザー**」を委嘱し、地方公共団体等からの求めに応じて派遣することで、ICT利活用に関する助言等を行う事業を実施しています。地域情報化アドバイザーには、ICT利活用に合わせて、オープンデータに関する助言を行う専門家も在籍します。

2022年4月1日時点、204名の地域情報化アドバイザーが在籍しています。

総務省の紹介 広報・報道 政策 組織案内 所管法令 予算・決算 申請・手続 政策評価

ICT活用促進

### 地域情報化アドバイザー派遣制度 (ICT人材派遣制度)

#### 地域情報化アドバイザー派遣制度について

総務省では、情報通信技術 (ICT) やデータ活用を通じた地域課題解決に精通した専門家に「地域情報化アドバイザー」を委嘱し、地方公共団体等からの求めに応じて派遣することで、ICT利活用に関する助言等を行う事業を平成19年度から実施しています。専門家の費用・旅費に係る申請者のご負担枠内で、1回の派遣申請につき最大3日まで派遣できます (Skype等によるオンライン会議による実施のみの場合は日数問わず合計10時間まで)。

新型コロナウイルス感染症対策のため、現地派遣は条件付で実施しています。詳細はこちらもご確認ください。  
→「現地派遣の条件等」

#### 申請方法

##### 提出書類

- 現地派遣を含む場合：申請書<sup>(1)</sup>
- オンラインのみの場合：申請書<sup>(2)</sup>(オンライン申請)

##### 提出先

地域情報化アドバイザー事務局  
info/atmark/r-ict-advisor.jp  
※提出の際は「/atmark/」を「@」に変換して送信してください。

##### 申請マニュアル

令和4年度地域情報化アドバイザー派遣申請マニュアル

##### その他

申請詳細は「令和4年度「地域情報化アドバイザー」派遣申請の受付開始」をご確認ください。

##### 支援の流れ

1 2 3

申し込み方法等詳細は総務省サイトをご参照ください

# まとめ

## 本書のポイント

- ✓ なぜオープンデータに取り組まなければならないか、オープンガバメントやオープンバイデフォルトの観点を踏まえ、背景や意義を学びました。
- ✓ データをオープンデータとして公開し、様々な主体で利活用していくことが、地域課題の解決や行政の透明性にもつながります。
- ✓ 取組継続のヒントとなる、先行地方公共団体の事例や活用事例のノウハウも様々あります。
- ✓ オープンデータ伝道師の派遣等、政府の支援制度も充実しています。

取り組みやすい環境は整っていますので、ぜひ継続して推進していきましょう！

初級編のまとめ

## 中級編では

中級編では以下について詳しく解説しています。

- 1 これからの日本が目指す未来社会
- 2 オープンデータに取り組む意義
- 3 より利活用されるデータの公開のために